

第1条（目的）

本規程は、定款で定められた常任理事会及び理事会の具体的な運営について定める。

第2条（常任理事会）

常任理事会の構成、議長、招集、審議事項、定足数、議決については、定款で定める。

第3条（理事会）

理事会の構成、議長、招集、審議事項、定足数、議決については、定款で定める。

第4条（部会の設置）

学会の業務を分担して、学会の運営を円滑に行うため、常任理事会のもとに、部会を設置する。部会の設置および改廃は、常任理事会の承認によって行う。

第5条（部会の種類および担当業務）

学会の運営を円滑に行うため、常任理事会のもとに、次に定める部会を設置する。

（1）企画部会

全国大会や学術講演会などの企画や運営に関する会務を担当する。

（2）研究部会

研究会活動に関する会務の運営を担当する。

（3）国際部会

海外の学会や関連研究機関等との連携や学会の国際化に関わる会務の運営を担当する。

（4）編集部会

学会論文の規定の制定や論文募集、審査、学会誌の編集などに関わる会務の運営を担当する。

（5）総務部会

総会・常任理事会・理事会の運営、および予算管理や事務局の統括などに関わる会務の運営を担当する。

（6）We b部会

本学会の活動内容の周知とWe b運用の適正化・効率化を図ることを担当する。

第6条（部会長および部会員）

部会長は、常任理事会が常任理事の中から選任し、任命する。部会長は、部会の責任者として、部会の運営を総括する。

2．部会員は、常任理事会の承認を得て、常任理事、理事および会員の中から選任する。

3．必要に応じて、常任理事会の承認を得て、部会長を補佐する副部会長を設置できる。

第7条（活動報告）

部会長は、部会の活動状況について、常任理事会に報告するものとする。

第8条（権限）

部会の日常的な業務については、部会長が決定権をもつ。他の部会に関係する事項および学会の運営にとって重要な事項については、常任理事会又は総会で決定する。

第9条（部会の開催）

部会は、部会長が招集する。

2．各部会の運営細則を、各部会において定めることができる。それらの運営細則は常任理事会の承認を経て発効する。

第10条（常任理事会のメール審議）

常任理事会の機動的な決議を可能とするため、学会の運営に重大な影響を与える事項を除いて、電子メールによる審議を可能とする。電子メールによる常任理事会審議について別途細則を定める。

第11条（改廃）

本規程の改廃は、総会で決定する事項を除き、常任理事会で決定するものとする。

付則 本規程は、2011年5月30日から施行する。